

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年8月8日

【会社名】 株式会社大本組

【英訳名】 OHMOTO GUMI Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 三宅 啓一

【本店の所在の場所】 岡山市北区内山下一丁目1番13号

【電話番号】 (086)225 5131(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員管理本部長 富塚 照彦

【最寄りの連絡場所】 東京都港区南青山五丁目9番15号 青山OHMOTOビル

【電話番号】 (03)6752 7007(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員管理本部長 富塚 照彦

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 456,330,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社大本組東京本社  
(東京都港区南青山五丁目9番15号 青山OHMOTOビル)

株式会社大本組横浜支店  
(横浜市中区住吉町二丁目22番地)

株式会社大本組大阪支店  
(大阪市北区南森町二丁目4番4号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

| 種類   | 発行数      | 内容  |
|------|----------|---|
| 普通株式 | 210,000株 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。<br>なお、単元株式数は100株です。 |

- (注) 1. 2024年8月8日開催の取締役会決議によります。
2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
3. 振替機関の名称及び住所  
名称: 株式会社証券保管振替機構  
住所: 東京都中央区日本橋兜町7番1号

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

##### (1) 【募集の方法】

| 区分          | 発行数      | 発行価額の総額(円)  | 資本組入額の総額(円) |
|-------------|----------|-------------|-------------|
| 株主割当        |          |             |             |
| その他の者に対する割当 | 210,000株 | 456,330,000 |             |
| 一般募集        |          |             |             |
| 計(総発行株式)    | 210,000株 | 456,330,000 |             |

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

##### (2) 【募集の条件】

| 発行価格(円) | 資本組入額(円) | 申込株数単位 | 申込期間       | 申込証拠金(円) | 払込期日       |
|---------|----------|--------|------------|----------|------------|
| 2,173   |          | 100株   | 2024年8月29日 |          | 2024年8月29日 |

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。
4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとしします。

## (3) 【申込取扱場所】

| 店名         | 所在地                 |
|------------|---------------------|
| 株式会社大本組 本店 | 岡山県岡山市北区内山下一丁目1番13号 |

## (4) 【払込取扱場所】

| 店名             | 所在地                  |
|----------------|----------------------|
| 株式会社中国銀行 本店営業部 | 岡山県岡山市北区丸の内一丁目15番20号 |

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(円)  | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円)  |
|-------------|--------------|-------------|
| 456,330,000 | 250,000      | 456,080,000 |

- (注) 1. 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であります。  
2. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用等であります。  
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

## (2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額456,080,000円につきましては、2024年8月29日以降の諸費用支払い等の運転資金に充当する予定です。

なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1 【割当予定先の状況】

##### a 割当予定先の概要(2024年8月8日現在)

|                |   |
|----------------|---|
| 名称             | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口)  |
| 本店の所在地         | 東京都港区赤坂一丁目8番1号  |
| 代表者の役職及び氏名     | 代表取締役社長 向原 敏和   |
| 資本金            | 10,000百万円   |
| 事業の内容          | 有価証券等の管理業務、資産管理に係る管理業務・決済業務   |
| 主たる出資者及びその出資比率 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 46.5%<br>日本生命保険相互会社 33.5%<br>明治安田生命保険相互会社 10.0%<br>農中信託銀行株式会社 10.0% |

##### b 提出者と割当予定先との間の関係(2024年8月8日現在)

|          |  |
|----------|--|
| 出資関係     | 該当事項はありません。  |
| 人事関係     | 該当事項はありません。  |
| 資金関係     | 該当事項はありません。  |
| 技術又は取引関係 | 当社と当該会社との間には、該当事項はありません。ただし、当該会社の主たる出資者である三菱UFJ信託銀行株式会社とは、信託銀行取引があります。 |

#### (株式付与E S O P信託の内容)

株式付与E S O P(Employee Stock Ownership Plan)信託(以下「E S O P信託」といいます。)とは、米国のE S O P制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、E S O P信託が取得した当社株式を、予め定める株式交付規程に基づき、一定の要件を充足する従業員に交付する制度(E S O P信託により従業員に株式の交付を行う制度を「本制度」といいます。)です。

当社は、三菱UFJ信託銀行株式会社との間で、当社を委託者、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする株式付与E S O P信託契約(以下「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定される信託を「本信託」といいます。)を締結し、本信託を設定します。

また、当社は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で、共同受託に関する覚書を締結し、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、共同受託者として本信託に係る信託事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、割当予定先を日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口)とします。

本制度では、当社従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社が当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口)は、予め定める株式交付規程に基づき当社従業員に交付等を行うと見込まれる数の当社株式を、当社からの第三者割当によって取得します。なお、本信託契約は、信託管理人である公認会計士 三宅秀夫氏による内容の確認を得ております。

また、第三者割当につきましては、有価証券届出書の効力発生後に、当社と共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で締結予定の株式総数引受契約に基づいて行われます。日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口)が取得した当社株式は、本信託契約に基づき、信託期間内において、株式交付規程に基づき受益者となった者に対して交付が行われます。

本信託は株式交付規程に従い、一定の要件を充足する従業員に対して、当社株式の交付を行います。当社株式の交付につきましては、当社又は信託管理人から受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社に請求し、受益者確定手続完了後遅滞なく、当該受益者に対し、受益者の指定する証券会社の本人名義の口座に振り替える方法により行います。

また、本信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使につきましては、信託管理人の指図に従い、受託者は当社株式の議決権を行使します。

三菱UFJ信託銀行株式会社と日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、分担して本信託の財産管理業務を実施します。その具体的な分担につきましては、三菱UFJ信託銀行株式会社は、本制度についてのスキーム管理並びに当社への事務処理に関する報告等、包括的管理業務を担当し、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、本制度実行に伴い生じる、「信託財産・指図書等の受渡業務、信託財産の運用の執行、信託財産の保管・決済、信託財産に関する租税・報酬・諸費用の支払い及び信託の計算、信託財産に係る源泉徴収事務」(以下「具体的信託事務」といいます。)について担当します。

この具体的信託事務を日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行う旨は、当社、三菱UFJ信託銀行株式会社、日本マスタートラスト信託銀行株式会社及び信託管理人にて合意することにより実施されることを確認しており、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、三菱UFJ信託銀行株式会社と、共同受託者としてその業務を実施します。また、本合意に基づき、信託財産の保管・決済は日本マスタートラスト信託銀行株式会社が実施することから、割当予定先の信託財産の名義につきましては受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社ではなく、日本マスタートラスト信託銀行株式会社とします。

なお、三菱UFJ信託銀行株式会社が、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と共同受託する理由は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が、資産管理業務に特化しており、本制度において生じる信託の財産管理業務についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社と事務手続等を分担することにより、効率的な運営体制が構築できるためです。

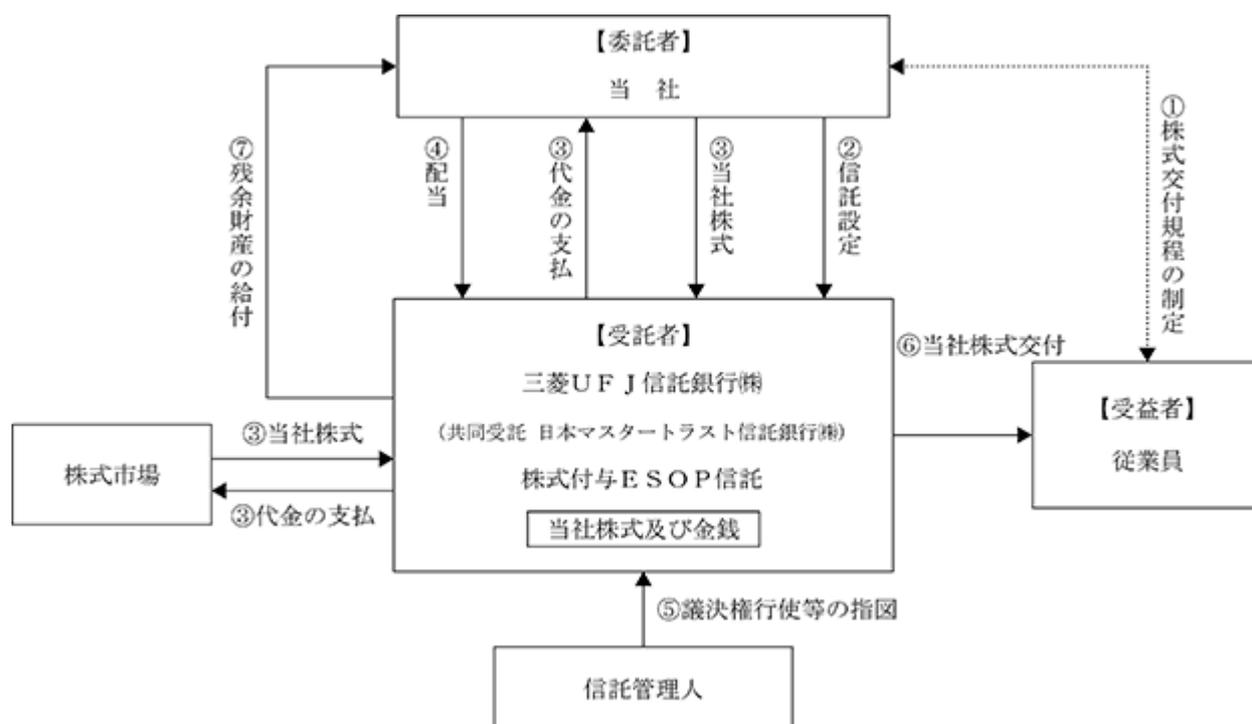
#### (参考)本制度の概要

|         |   |
|---------|---|
| 信託の種類   | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)                     |
| 信託の目的   | 当社従業員に対するインセンティブの付与                           |
| 委託者     | 当社  |
| 受託者     | 三菱UFJ信託銀行株式会社<br>(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)   |
| 受益者     | 当社従業員のうち受益者要件を充足する者                           |
| 信託管理人   | 当社と利害関係のない第三者(公認会計士)                          |
| 信託契約日   | 2024年8月26日(予定)                                |
| 信託の期間   | 2024年8月26日～2028年1月31日(予定)                     |
| 制度開始日   | 2024年8月26日(予定)                                |
| 議決権行使   | 受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。 |
| 取得株式の種類 | 当社普通株式  |
| 取得株式の総額 | 456,330,000円                                  |
| 株式の取得方法 | 当社自己株式の第三者割当により取得                             |

本信託から受益者に交付を行う予定の株式の総数

210,000株(下記「d 割り当てようとする株式の数」と同数です。)

## &lt; 本信託の仕組み &gt;



当社は、本制度の導入に際して株式交付規程を制定します。

当社は金銭を拠出し、受益者要件を充足する従業員を受益者とするESOP信託を設定します。

ESOP信託は、信託管理人の指図に従い、で拠出された金銭を原資として、信託期間内に受益者に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社(自己株式処分)または株式市場から取得します。

ESOP信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が支払われます。

ESOP信託内の当社株式については、信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、ESOP信託はこれに従って株主としての権利を行使します。

株式交付規程に従い、一定の要件を充足する従業員に対して、当社株式が交付されます。

ESOP信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。

(注) 信託期間中、ESOP信託内の株式数に不足が生じる可能性が生じた場合や、信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、ESOP信託に追加で金銭を信託することがあります。

## c 割当予定先の選定理由

ESOP信託の導入にあたっては、三菱UFJ信託銀行株式会社より提案を受け、当社との証券代行業務等の取引関係及び手続コスト等を総合的に判断した結果、本信託契約を締結することといたしました。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社と締結した本信託契約に基づき、共同受託者として本信託の事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口)が割当予定先として選定されることとなります。

## d 割り当てようとする株式の数

210,000株

## e 株券等の保有方針

割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口)は、本信託契約及び株式交付規程に従い、当社株式を、一定の受益者要件を満たす従業員へ交付することになっております。

なお、信託財産に属する当社株式の数、信託財産の状況等に関しては、受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社から、信託期間中、毎月、報告書を受け入れ確認する予定であります。

## f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口)が、払込みに要する資金に相当する金銭として、当社から本信託に拠出される当初信託金を、処分期日において信託財産内に保有する予定である旨、本信託契約により確認を行っております。

## g 割当予定先の実態

割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口)は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使について、信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、E S O P信託はこれに従って株主としての権利を行使します。

信託管理人は、(1)弁護士、公認会計士その他の専門実務家(委託者が顧問契約を締結している者を除きます。)であること、(2)委託者、その役員、重要な管理職(以下「役員等」といいます。)、役員等であった者、又はそれらの者の親族、その他特別な利害関係を有する者以外の者であることを要件としており、いずれの要件にも該当する者から、委託者である当社と受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社が協議の上、選任するものとします。

なお、本信託においては、信託管理人1名を常置し、当初の信託管理人は公認会計士三宅秀夫氏とします。

割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かにつきましては、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に照会を行った結果、同社の出資者や出資比率、役員等が日本マスタートラスト信託銀行株式会社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報と相違ないこと、また、それらに掲載されている「反社会的勢力に対する基本方針」という企業行動規範の基本方針に変更がない旨を確認いたしました。また、割当予定先が暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為などを行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことにつきましては、本信託契約において確約をしております。

## 2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

### 3 【発行条件に関する事項】

#### a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

払込金額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議日の前々営業日までの直前1か月間(2024年7月8日から2024年8月6日まで)の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値平均である2,173円(円未満切捨て)としております。これは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動などの特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

なお、処分価額2,173円については、取締役会決議日の前々営業日の終値1,982円に対して109.64%を乗じた額であり、取締役会決議日の前々営業日から遡る直近3か月間の終値平均2,301円(円未満切捨て)に対して94.44%を乗じた額であり、さらに同直近6か月間の終値平均2,431円(円未満切捨て)に対して89.39%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえ、合理的なものとしております。なお、当該取締役会決議日の前営業日(2024年8月7日)に当社株式の売買取引がなかったため、上記の当該取締役会決議日の直前の当社株式の終値の平均は、いずれも当該取締役会決議日の前々営業日(2024年8月6日)までを対象期間として算出しております。また、当該取締役会決議日の直前営業日の当社株式の終値には、当該取締役会決議日の前々営業日(2024年8月6日)の終値を用いております。

上記払込金額につきましては、当社の監査役全員(3名、うち2名が社外監査役)が、特に有利な払込金額には該当しない旨の意見を表明しております。

#### b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に当社従業員に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数に対し1.36%(小数点第3位を四捨五入、2024年3月31日現在の総議決権個数142,795個に対する割合1.47%)となります。

また、本自己株式処分により割当てられた当社株式は株式交付規程に従い当社従業員に交付が行われることから、流通市場への影響は軽微であると考えており、処分数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

### 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

| 氏名又は名称  | 住所  | 所有株式数<br>(千株) | 総議決権数に<br>対する所有<br>議決権数の<br>割合(%) | 割当後の<br>所有株式数<br>(千株) | 割当後の総<br>議決権数に<br>対する所有<br>議決権数の<br>割合(%) |
|---|---|---------------|-----------------------------------|-----------------------|---|
| 株式会社OHMOTOホールディングス                                | 東京都港区南青山5 9<br>15 青山OHMOTOビル  | 4,159         | 29.11                             | 4,159                 | 28.69                                     |
| 公益財団法人大本育英会                                       | 岡山市北区内山下1 1 13  | 3,056         | 21.39                             | 3,056                 | 21.08                                     |
| BLACK CLOVER LIMITED<br>(常任代理人 フィリップ証券株式会社)       | SERTUS CHAMBERS, 2NDF,<br>THEQUARDTANT,<br>P.O.334 SYC<br>(東京都中央区日本橋兜町4<br>2) | 1,578         | 11.05                             | 1,578                 | 10.89                                     |
| 有限会社大百興産  | 岡山市北区今4 9 23  | 804           | 5.63                              | 804                   | 5.55                                      |
| 株式会社中国銀行  | 岡山市北区丸の内1 15 20   | 704           | 4.93                              | 704                   | 4.86                                      |
| 大本組従業員持株会   | 岡山市北区内山下1 1 13  | 436           | 3.05                              | 436                   | 3.01                                      |
| 古田安人  | 東京都中央区  | 258           | 1.81                              | 258                   | 1.78                                      |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社<br>(株式付与E S O P信託<br>口・80096口) | 東京都港区赤坂1 - 8 - 1  |               |                                   | 210                   | 1.45                                      |
| 小倉順子  | 茨城県つくば市   | 112           | 0.79                              | 112                   | 0.78                                      |
| 株式会社広島銀行  | 広島市中区紙屋町1 3 8   | 110           | 0.78                              | 110                   | 0.76                                      |
| 計   |   | 11,221        | 78.53                             | 11,431                | 78.84                                     |

- (注) 1. 2024年3月31日現在の株主名簿を基準とし、2024年8月8日の譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分の割当株式数(9,346株)を加算して記載しております。
2. 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。割合は小数点以下第3位を四捨五入して、表示しております。
3. 上記のほか当社保有の自己株式1,093,076株(2024年8月8日現在)は、割当後883,076株となります。
4. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式に係る議決権の数を、2024年3月31日現在の総議決権数142,795個に2024年8月8日の譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分により増加した議決権数93個を加算した2024年8月8日現在の総議決権数142,888個に、本自己株式処分により増加する総議決権数(2,100個)を加えた数で除した数値です。

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

### 第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

## 第三部 【参照情報】

### 第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第87期(2023年 4 月 1 日から2024年 3 月31日まで)2024年 6 月27日関東財務局長に提出

#### 2 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(2024年 8 月 8 日)までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を2024年 6 月27日に関東財務局長に提出

## 第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての事業年度第87期有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降本有価証券届出書提出日(2024年8月8日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、有価証券報告書に記載した将来に関する記載事項については、本届出書提出日(2024年8月8日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

## 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社大本組岡山本店  
(岡山市北区内山下一丁目1番13号)

株式会社大本組東京本社  
(東京都港区南青山五丁目9番15号 青山OHMOTOビル)

株式会社大本組横浜支店  
(横浜市中区住吉町二丁目22番地)

株式会社大本組大阪支店  
(大阪市北区南森町二丁目4番4号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第五部 【特別情報】

### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。